

令和2年度事業計画

I 令和2年度事業の基本的考え方

- (1) 赤い羽根共同募金は、昭和22年に「国民たすけあい共同募金運動」として始まり、この間、それぞれの時代における福祉課題の解決や地域福祉の推進のため、様々な取り組みを行ってきたところである。しかしながら、近年、低成長経済の長期化や少子高齢化、過疎化といった社会経済情勢をはじめとした様々な要因、また募金方法や助成内容が固定化し、課題解決のための運動としての意識や取り組みが薄れ、寄付者からその実態が見えにくくなっていることなどから、募金の減少傾向が続いている。
一方で、社会課題は多様化、複雑化し、課題解決のための活動や資金ニーズが拡大してきており、共同募金関係者はこうした需要に応えられるよう、募金減少傾向の改善とさらなる運動の活性を図らなければならない。
- (2) このたび、岡山県が策定した「岡山県地域福祉支援計画」(第3次改訂版、計画の始期：令和2年度)に、「共同募金会は、多様で複合的な地域課題の解決に取り組む社会福祉協議会、ボランティア・NPO等の民間団体の自主的な地域福祉活動への助成や、『寄付』を通して住民相互の助けあいの気持ちを育み、地域のつながりづくりに資する役割などが期待されている」などと新たに記載された。
また、昨年、全国社会福祉協議会からも、「身近な圏域における地域住民等が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みる体制づくりを推進するためには、公的財源のみならず、共同募金運動を活用した民間資金の情勢が不可欠」との認識を改めて示されたところである。
- (3) こうした状況を踏まえ、本年においても、「共同募金運動推進方策」(平成30年3月策定)に基づき、住民参加による地域福祉活動と地域づくりの推進を図ってきた社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会ほか地域福祉を推進する団体等と連携しながら、幅広い地域福祉関係者が自ら参加し取り組む募金運動として、その推進(活性化)を図っていく必要がある。
- (4) 平成30年7月豪雨災害に対しては、引き続き、被災地域のコミュニティ復興に向けた住民主体の支えあい活動を支援していくとともに、いつ発生するか分からない突発的な災害に対して、迅速に対応できるよう体制を整えておく必要がある。
- (5) 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」については、「制度だけでは十分に対応できない課題」に対する多様な地域福祉活動を支援するため、「岡山県地域公益活動推進センター」等と連携し、先駆的な取組モデルの研究・開発(制度の狭間のモデル開発)や市町村域のネットワークづくりなどに支援を行っていくものとする。

II 事業実施の内容

1. 募金運動の推進強化

(1) 共同募金運動推進強化事業

募金の減少傾向の改善に向け、市町村における募金活動・広報活動の活性化を図り、市町村共同募金委員会の募金の増額につながる取り組みや広報活動を引き続き積極的に支援する。

(2) 新たな募金グッズの企画・制作

市町村共同募金委員会担当者の意見を反映するなどした新たな募金グッズを企画・制作し、職域募金の増額及び新たな寄付者の開拓に努める。

(3) 赤い羽根共同募金「地域ささえあいプロジェクト」(地域課題解決型募金)の推進

赤い羽根共同募金「地域ささえあいプロジェクト」は、地域課題の解決に取り組むNPO法人等と協働し、平成25年度から実施している新たな募金・助成の手法である。

本年度においても、ニーズに基づく募金・助成への取り組みの一環として、社会課題解決に向けたこの取り組みの積極的な推進を図る。

(4) 法人募金・職域募金の推進

企業の社会貢献活動との連携などにより、法人募金・職域募金の推進に努める。

(5) 赤い羽根共同募金「寄付つき商品 地域支援プロジェクト」の推進

法人募金強化の一環として、平成28年度より、赤い羽根共同募金「寄付つき商品 地域支援プロジェクト」をスタートし、23社の参加を得ているところである。

このプロジェクトは、趣旨に賛同いただける企業等の「寄付つき商品・企画」づくりを共同募金会が支援し、当該商品の売り上げの一部が共同募金となるというもので、企業等からの寄付金は各地域及び県域の福祉活動に使われる。

本年度においても、引き続き、こういった企業等の地域貢献活動を支援し、多くの企業等の参加が得られるようその推進を図る。

2. 住民の支えあい活動支援の充実

(1) 赤い羽根 まちづくり福祉活動助成事業

本事業は、住民参加の地域福祉活動に対し、地域の実情に配慮した効果的助成となるよう各市町村共同募金委員会に一定の助成財源を交付し、市町村共同募金委員会から地域の福祉活動団体に助成を行う取り組みであるが、公募方式の導入、住民参加の審査会設置等を促し、より一層地域ニーズに対応した助成となるようその推進を図る。

(2) 赤い羽根 ボランティア団体・NPO活動支援事業

市民が自発的・組織的に行う社会貢献活動を支援するため、ボランティア団体やNPO法人等が行う福祉及び福祉を主体とした活動に対し、公募方式により助成を行う。

なお、本助成事業の周知については、本会ホームページ及びボランティアサイト等へ情報を掲載するとともに、助成団体の情報交換会に参加するなどにより周知を図る。

3. 平成30年7月豪雨災害に係る住民支えあい活動への支援

中央共同募金会の助成を受け、県市町村社会福祉協議会と協働し、平成30年7月豪雨災害により被災した地域の復興に向けた住民主体のふれあい・交流活動や支えあい活動等の支援に取り組む。

4. 共同募金広報の積極的展開

(1) インターネットを活用した共同募金助成その他の情報提供

- 共同募金データベース「はねっと」
- 本会ホームページ

(2) 新聞広告の掲載

(3) マスコミ等の協力による共同募金運動に関する広報活動

- マスコミ等への情報提供による新聞掲載等
- 共同募金運動テレビスポット・ラジオスポットの放送
- イベントを通じた広報・情報提供（初日行事・配分交付式等）

(4) 配分結果報告書等の作成配付（各戸配付用）による使途の周知

(5) 受配施設・団体・社会福祉協議会等の共同募金受配明示の徹底と助成を行った施設・団体・社会福祉協議会等からの住民への情報提供依頼

5. 共同募金運動の活性化に向けて

社会福祉協議会などの専門機関・団体と連携してニーズ（地域の福祉課題）を的確に把握し、その課題解決のための活動に「共感」を得て、共同募金への「参加」と「協働」を促していくことが必要である。地域福祉にファンドレイジングの考え方を導入し、「地域福祉の活性化」と共同募金の「運動性の再生」を目指すとともに、モデル地区設置等を検討するための研修会を開催する。

6. 新たな助成財源としての「遺贈」への対応

近年、社会貢献のために遺産を寄付する「遺贈」が少しずつ広まっており、多くの活動団体や財源が関心を寄せ、受け入れの取り組みが進められている。

共同募金会においても「愛着ある地域の福祉のため」として「遺贈」の周知と相談対応に努める。

7. 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の支援

制度の狭間の課題解決に取り組むため、先駆的な取組モデルの研究・開発（制度の狭間のモデル開発）や市町村域のネットワークづくりなど、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を支援する。

8. 歳末たすけあい募金の実施

(1) 地域歳末たすけあい

地域歳末たすけあいについては、従来からの歳末見舞金贈呈に加え、事業活動への助成を行うなど、歳末たすけあい運動の特性と地域の実情に応じた適切な運動の実現に努める。

(2) NHK歳末たすけあい

NHK岡山放送局と連携した募金活動を行い、在宅重度障がい者支援及び障がい者就労支援等に重点を置いた助成に努める。

9. 災害等への対応

(1) 災害義援金の募集

大規模な災害が発生した場合、被災者救援のため、県、市町村、日本赤十字社、社会福祉協議会、NHK等と連携し、適切な義援金の受入れ、送金業務を行う。

(2) 「災害準備金制度」の利用

平成30年7月豪雨災害では、本会が保有する災害等準備金全額（平成27年度から29年度の3年分）と全国の共同募金会の保有する災害等準備金拠出の協力を受け、県内被災地社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターへの支援を行ったところであるが、本年度においても、中央共同募金会、他県共同募金会等との連携を図りながら、大規模災害が発生した場合の迅速な対応を行う。

(3) 緊急・即応事業支援資金の運用

共同募金の持つ先駆性・柔軟性・即応性・多様性を発揮し、緊急の社会課題への資金ニーズ及び災害救助法が適用されない災害支援事業等に対し、迅速な対応を行う。

10. 市川基金の運営

寄付者の意思を踏まえ、児童福祉のための助成金として、その適正かつ効果的な運営に努める。

11. 芥田福祉基金の運営

寄付者の意思を踏まえ、児童福祉及び障がい者福祉のための助成金として、その適正かつ効果的な運営に努める。

12. 受配者指定寄付金の受入れ・審査及び本制度の積極的活動

社会福祉に著しく寄与すると認められる緊急性の高い用途を指定した寄付申込みがあった場合は、審査基準に基づき、寄付者及び配分対象の実態を十分調査のうえ、適正な受け入れ及び配分を行う。

また、制度の積極的活用を関係方面に働きかける。

13. 顕彰の実施

共同募金運動の推進に長年功績のあった関係者、団体の顕彰を行うとともに、篤志高額寄付者に対して感謝状を贈呈する。

- (1) 全国社会福祉大会における顕彰
 - 厚生労働大臣表彰
 - 中央共同募金会会長表彰
- (2) 岡山県総合社会福祉大会における顕彰
 - 岡山県知事表彰
 - 岡山県保健福祉部表彰
 - 岡山県共同募金会会長表彰
- (3) その他、共同募金会表彰規程に基づく表彰

14. 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業への協力

中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業への助成要望団体の推薦等の業務に協力する。

15. 車両競技公益資金記念財団助成事業への協力

車両競技公益資金記念財団の助成事業への助成要望団体の推薦等の業務に協力する。